

行田市建設工事前金払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市契約規則(昭和51年規則第22号)第10条及び行田市建設工事標準請負契約約款(平成8年告示第67号)第34条により、市が請負者に対し前金払をすることができる建設工事及び金額に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象とすることができる建設工事は、1件の予定価格が300万円以上のものとする。ただし、市長が指定する建設工事はこの限りでない。

(前金払の金額)

第3条 前金払は、1件の請負代金の額の10分の4以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前金払の限度額は、1件につき1億円とする。ただし、市長が指定する建設工事については、この限りでない。

(中間前金払)

第4条 前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる建設工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 予定価格が500万円以上であること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

(4) 既に行われた作業に要する経費が、当該工事の請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(5) 前金払の支払を受けていること。

2 中間前金払は、1件の請負代金の額の10分の2以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 中間前金払の限度額は、1件につき5,000万円とする。ただし、市長が指定する建設工事については、この限りでない。

(中間前金払の認定請求等)

第5条 中間前金払の支払を受けようとする者は、行田市建設工事中間前金払認定請求書(様式第1号。以下「認定請求書」という。)に工事履行報告書(様式第2号)を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の認定請求書及び工事履行報告書が提出されたときは、当該請求に係る建設工事が、前条第1項各号に掲げる要件を全て満たしているか否かを審査するものとする。この場合において、工事履行報告書の内容に疑義があるときは、当該請求者に資料の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、その内容が適当と認められるときは、速やかに行田市建設工事中間前金払認定調書(様式第3号)により当該請求者に通知するものとする。

(前金払等の請求)

第6条 前金払又は中間前金払の請求をしようとする者は、当該前金払又は中間前金払の請求

書に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の発行した当該請求に係る建設工事の保証契約に伴う保証証書を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、中間前金払の請求ができる者は、前条第3項の規定による通知を受けた者に限る。

（その他）

第7条 市長は、財政上支障があると認めた場合には、特別の定めをすることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月20日告示第68号）

この告示は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成15年10月15日告示第107号）

（施行期日）

1 この告示は、平成15年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この告示の施行の日以後に行う建設工事に係る入札手続から適用し、同日前に行った建設工事に係る入札手続については、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月26日告示第326号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に行う建設工事に係る入札手続から適用し、同日前に行った建設工事に係る入札手続については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月24日告示第50号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の行田市建設工事前金払要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う建設工事に係る入札手続から適用し、同日前に行った建設工事に係る入札手続については、なお従前の例による。